

●多様な保育サービス

市町村の認定を受け、お子さんを預けることができる幼稚園、保育所、認定こども園等の施設がありますが、加えて以下のようなサービスがあります。

市町村によっては実施していないサービスもありますので、詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。

一時預かり

パートタイムなどの就労形態や、保護者の病気、冠婚葬祭、学校行事への参加等の理由で一時的に保育ができない場合に、保育所や認定こども園などで一時的に保育を行います。

問 市町村

ショートステイ

保護者の病気や、出産、家族の看護、冠婚葬祭、事故、出張等で数日間にわたって子どもの保育ができないとき、児童養護施設、乳児院等に宿泊を含めて子どもを預けることができます。

問 市町村

トワイライトステイ

保護者の残業などで帰宅が夜間になる場合、午後6時頃から10時頃まで児童養護施設、乳児院等で子どもを預かり、夕食を提供します。

問 市町村

ファミリー・サポート・センター

子育ての手助けをしてほしい人と手助けをしたい人のネットワークを作り、地域の中で子育てについて助け合う組織です。決められた利用料で保育所へのお迎えや一時的な預かり等のサポートが受けられます。

問 市町村

病児・病後児保育

病院や保育所等に付設されたスペースで病気や、病気の回復期にある子どもの保育や看護を行います。

問 市町村

こども誰でも通園制度

保育所等に通っていない0歳6か月～満3歳未満のお子さんを対象に、一定時間の枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる通園制度です。

問 市町村（令和7年度実施しているのは鳥取市のみ、他市町村は令和8年度から実施予定）

●ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭等日常生活支援

母子・父子家庭や寡婦の方を対象に、一時的な病気などで家事や育児などに困ったときに、家庭生活支援員を無料で派遣する制度があります。

問 鳥取県子ども家庭部家庭支援課（0857-26-7869）

申請窓口 市町村

📌📌📌 子ども食堂の取り組み



子ども食堂は、主にボランティアや地域の方が中心となって運営している一緒に料理を作って食事をしたり、勉強したりできる、家庭でも学校でもない第3の居場所です。

食事は無料または、低価格で提供されており、子ども食堂の多くは、子どもだけでなくどの世代でも利用できる地域コミュニティの場として活動されており、様々な子ども食堂が運営されています。

令和6年3月現在で鳥取県内には101箇所の子どもの食堂があり、令和6年度子ども食堂全国箇所数調査では、充足率（小学校区に子ども食堂がある割合）は60.68%で**全国2位**となっています。